

議題 1－3 定員の遵守について

1. 基準省令

基準省令では、原則として定員を超えてサービスを提供してはならないことが規定されています。

(定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

※放課後等デイサービスについても、第71条の規定によりこの規定が準用されます。

2. 定員超過の弊害

定員を超過した状態でサービスを提供することにより、仮にサービス提供職員の数が変わらない場合、児童に対する職員の比率が下がり、サービスの質が低下する、安全の確保が難しくなることが想定されます。

また、サービス提供職員の数を増やしたとしても、事業所の設備自体は定員の範囲内で利用することを前提としていることから、やはり、サービスの質の低下につながりかねません。

⇒結果的に利用する児童が不利益を被ることになる

3. 留意すべき事項

減算が適用されない範囲内であれば受け入れをしていいわけではありません。

万が一、災害や虐待等のやむを得ない理由により、定員を超えて児童を受け入れる必要があると判断するときは、子ども福祉課に「やむを得ない定員超過の理由書」を提出する必要があります。

運営指導において指摘につながった事例

①減算の適用がない範囲の定員超過だったため、理由書を提出していなかった

⇒減算の有無に関わらず、必ず理由書の提出は必要です。

②定員を超過して児童を受け入れた日の必要なサービス提供職員の数の考え方を誤解していたため、結果的に職員欠如となり、過誤調整（返還）が発生した

⇒定員を超過して児童を受け入れた場合、それに応じて必要なサービス提供職員の数も増えます。

(例) 定員10名の事業所で12名の児童を受け入れた場合

基準人員は3名 ⇒ 2名以下の職員の配置では職員欠如

加配加算等を算定している場合は3名をベースに加配の有無を判断